

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	森林伐採に係る届出手続きの軽減
提案者	兵庫県

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	森林法第34条の3

提案内容	<p>・森林法第11条の規定により市町長の認定を受けた「森林経営計画」に基づく間伐については、同法第34条の3の規定を適用せず、県への間伐届出書の提出を不要とする。</p>
提案に対する回答	<p>・保安林制度は、国民の生命・財産に直結する災害の防備等の公共の目的の達成上必要な森林を、農林水産大臣又は都道府県知事が指定し、一定の制限を課すものである。保安林の指定施業要件は、保安林の指定の目的の達成のために必要な森林施業上の要件であり、当該目的や現地の状況等を勘案して、それぞれの保安林の集団毎に間伐率等を定めている。都道府県知事は、保安林における間伐の届出があった場合、自らの権限に属する保安林の管理事務として、当該間伐の内容が当該森林の現況に照らしてその保安林の指定施業要件に適合しているかどうかを確認し、必要に応じて指導や命令を行わなければならない。</p> <p>・一方、森林経営計画制度は、施業の集約化や路網整備を推進し森林の経営のより一層の計画化・合理化を行うことを趣旨として森林所有者等が5年間の計画を作成し、市町村長の認定を受けるものである。森林法第11条第5項に規定する森林経営計画の認定では、市町村森林整備計画で設定する公益的機能別施業森林等の区分に応じて審査を行うが、間伐率の上限については、原則として、森林法施行規則で一律に定められているものである。また、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長は、保安林における間伐の計画に対して上述の命令を行うことが出来ない。</p> <p>・このため、森林法第11条第5項に規定する森林経営計画の認定要件の基準と保安林の指定施業要件の基準が同一とは言えず、保安林の管理に係る権限を有さない市町村長が当該認定要件への適合の観点から審査し認定した森林経営計画に基づく間伐であることをもって、保安林における都道府県への間伐の届出を不要とすることは適当ではない。</p>

【関係法令抜粋】

森林法（昭和二十六年六月二十六日法律第二百四十九号）

（森林経営計画）

第十一条

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画（以下「森林経営計画」という。）を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針
- 二 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齢及び立木の材積
- 三 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法
- 五 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐時期、間伐面積、間伐立木材積及び間伐方法
- 六 保育の種類別の面積
- 七 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森林の保護に関する事項
- 八 その他農林水産省令で定める事項

3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置を記載することができる。

4 第一項の規定による認定の請求は、農林水産省令で定める書類を添えてしなければならない。

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- 一 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
- 二 第二項第三号から第六号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、そ

れぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

三 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。

四 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従った森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。

五 第二項第四号又は第七号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項第一号又は第三号に該当するものであること。

六 当該森林経営計画に第三項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条の四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

6 市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律に規定する国有林野に近接する森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、その同意を得なければならない。

(保安林における間伐の届出等)

第三十四条の三

保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする者は、第三十四条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手

続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による間伐の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「伐採立木材積又は伐採方法」とあるのは、「間伐立木材積又は間伐方法」と読み替えるものとする。